

## 市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、食物アレルギー等により学校給食の提供を受けることができない児童又は生徒（以下「児童等」という。）の健やかな成長を支援するため、当該児童等の保護者等に対し、市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和2年条例第35号）及び市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和2年規則第71号。次条第2号イにおいて「規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において「市立学校」とは、本市が設置する学校（幼稚園を除く。）をいう。

3 この規則において「補助対象児童等」とは、次に掲げる要件の全てを満たす児童等をいう。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされていること。
- (2) 市立学校に在籍する児童等であること。
- (3) 次のいずれかに該当していること。ただし、市川市教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めたときは、この限りでない。

ア 当該児童等の在籍する市立学校の校長から、食物アレルギーを理由に当該年度を通して学校給食を提供しない旨の決定を受けた保護者等の当該決定に係る児童等（以下「食物アレルギー児童等」という。）

イ 委員会から、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第11条に規定する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設（本市が設置するものに限る。以下「支援施設」という。）に通うことについて

決定を受けた保護者等の当該決定に係る児童等

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象児童等の保護者等であって、次に掲げる要件の全てを満たすもののうち、委員会の認定（以下「認定」という。）を受けたものとする。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされていること。
- (2) 学校給食の実施について、次のいずれかに該当していること。
  - ア 学校給食を申し込みない旨を申し出ていること。
  - イ 規則第6条第1項の規定による届出により、学校給食の全部が停止されていること。
- (3) 学校給食費を滞納していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象児童等の区分に応じ、同表の中欄に定める1日当たりの額に同表の右欄に定める日数を乗じて得た額とする。

区分	1日当たりの額	日数
児童	200円	食物アレルギー児童等にあっては学校給食実施日に出席した日数、支援施設に通う児童等にあっては当該児童等が学校給食に代えて飲食するための弁当を持参して当該支援施設に通った日数
生徒	250円	

2 委員会は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている補助対象児童等の世帯が補助金の交付を受けることにより当該世帯の生活保護費の減額がされることとなると認められるときは、当該生活保護費の減額がされなくなる額の範囲内で補助金の額を減額し、又は補助金を交付しないことができる。

(認定の申請)

第5条 認定を受けようとする保護者等は、市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、

委員会に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 食物アレルギー児童等の保護者等にあっては、第2条第3項第3号アの決定を受けたことを確認することができる書類又はこれに準ずるものとして委員会が適当と認める書類
- (3) 支援施設に通う児童等の保護者等にあっては、第2条第3項第3号イの決定を受けたことを確認することができる書類の写し又はこれに準ずるものとして委員会が適当と認める書類
- (4) その他委員会が必要と認める書類

2 委員会は、前項第1号から第3号までに掲げる書類の内容を公簿等で確認することができるときは、これらの書類の添付を省略させることができる。

3 第1項の申請書の提出期限は、委員会が別に定める。

(認定の決定等)

第6条 委員会は、前条第1項の規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）があったときは、当該認定の申請をした保護者等が補助対象者に該当するかどうかを審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 委員会は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金認定通知書（様式第2号）により認定の申請をした保護者等に通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 認定を受けた保護者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金認定事項（変更・廃止）届出書（様式第3号）により、その旨を委員会に届け出なければならない。

- (1) 補助対象者でなくなったとき。
- (2) 認定の申請の内容に変更が生じたとき。
- (3) 補助金の交付を受けることを辞退するとき。

(認定の取消し等)

第8条 委員会は、認定を受けた保護者等が次の各号のいずれかに該当する  
認めるとときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者でなくなったとき。
- (2) 補助金の交付を受けることを辞退したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (4) 委員会の指示に従わないとき。

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、市川市学校給食に  
おける食物アレルギー等対応補助金認定取消通知書（様式第4号）により保  
護者等に通知するものとする。

（権限の委任）

第9条 認定を受けた保護者等は、補助対象児童等の通う市立学校の校長又は  
支援施設の職員に対し、補助金の請求に関する権限を委任するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 前条の規定による委任を受けた市立学校の校長又は支援施設の職員  
は、市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金請求書（様式第5  
号）に第4条第1項の表右欄に規定する日数を確認することができる書類を  
添えて、委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、  
補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

（譲渡又は担保の禁止）

第11条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供するこ  
とがない。

（返還）

第12条 委員会は、第8条第1項の規定により認定を取り消した場合におい  
て、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その補助金の返還  
を命ずるものとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。